2019 年 3 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

人権・差別と日本国憲法

日本国憲法（一部抜粋）

第三章　国民の権利及び義務

第１４条　すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
（平成２８年法律第１０９号）

第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

日本国憲法が、１９４６年１１月３日に公布され、１９４７年５月３日に施行されています。これに基づき、その具体的な法律として、平成２８年に「部落差別解消推進法」が施行されました。この中で部落差別は存在し、「社会悪」であることが強調されました。

この差別はもともとある「違い」に、「見下し」意識が付加されてできた「人間がつくり出した」ものです。

そして、部落差別とは、部落（同和地区）という地域に「住んでいる」「住んでいた」「生まれた」等といった理由で、「部落出身者（同和地区出身者）」とみなされた人が、今日もなお差別（「排除」等）を受けているという、現代社会の問題です。

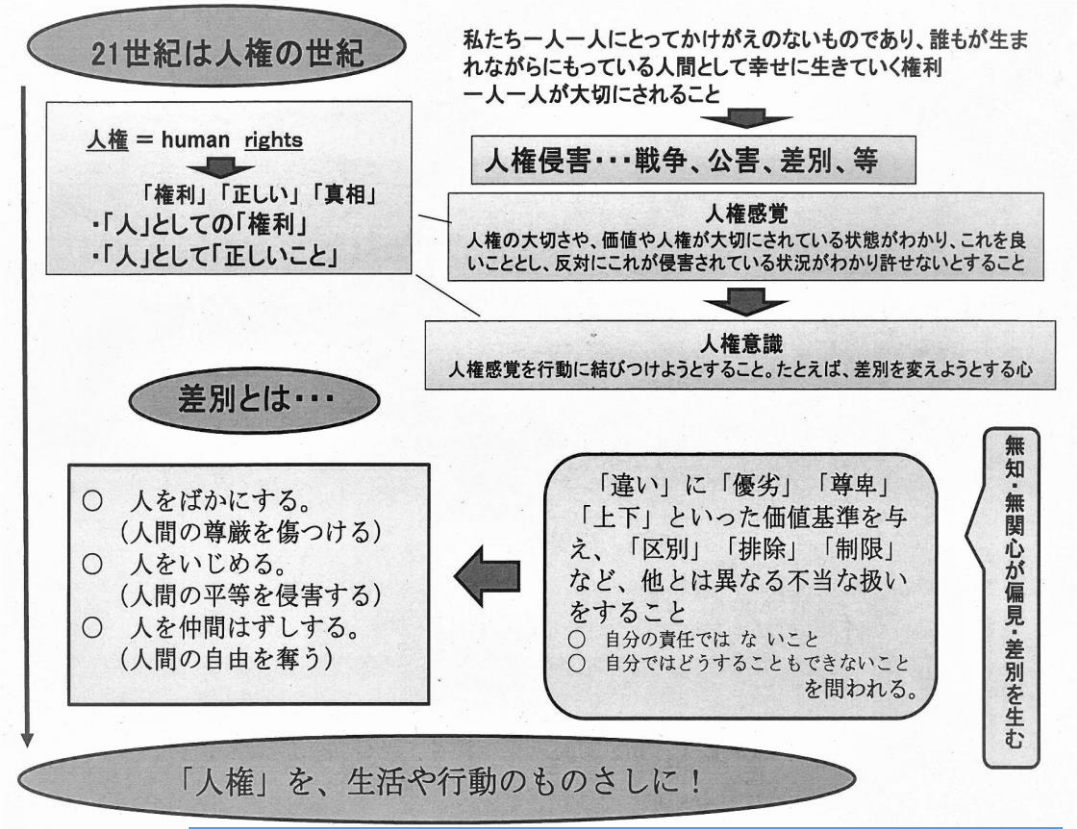

《「日本国憲法」第 12 条》:「国民の不断の努力」で保持

自由や権利は永遠に保障されているのではなく、常に自分たちがしっかり守り主張していかなければ保持できない。

（池上　彰「超訳　日本国憲法」新潮社より）

西条市教育委員会　　西条市人権教育協議会